

VI 船員の健康管理のあり方について

目 次

A まえがき	48
B 健康管理カード等について	48
C 諸検査法	63
D 健康相談機関の設置について	65
E 傷病頻発、常習者に対する対策	66
F むすび	67

A まえがき

本題のつかみ所は船員の健康管理のあり方と云うことなので、これをすなわち実施方針、さらにくだいてどう云うふうにやったら良いかと云うことであるとして述べて見ることにしたい。健康管理と云う言葉に対する解釈については、一応論理的な言葉があるが、本年度船員労働安全衛生月間のスローガンであった“けが”や“病気”のない明るい職場をつくらう。と云うことがもっとも言い易くこれによって船員の労働生産性を向上すると云うことになる。

船員の健康管理のあり方について、極くお座なりに考えるなら、健康管理については、専門学会さえ存在する今日であるから、何もうんぬんする事はなく、全般的に合理的な総てを採用すれば良いことになるし、船会社中でも船員労働を熟知し、さらに衛生管理に練達された医師又は、衛生管理者によって主管された健康管理担当者の配置がある企業は、これら一般的なことならばおそらく問題なく万全の方策は考えられ行なわれているものと思う。特に近代医学は長足の進歩をとげており、その検査技術にも目ざましいものがあり、然も全般的に一般化しているもので、疾病予防について専門的な考慮がな

されての、健康管理方法については、筆者の如きがくどくどしくうんぬんする必要がない。然しかかる万全なお膳立ての船会社はおそらく極く少数であると思う。そこで筆者は如何なる企業の船会社でも、実施が可能でさらに船員の健康管理はかくあるべきであるとする海上労働を充分に考慮した極く簡単な方針、方法、手技について説明したい。

B 健康管理カード等について

健康管理の機関は乗員乗船勤務環境条件を周知しているものに依って組織し、医学常識理論を中心とする業務を行なうようつとめる。

そのためには、何等かの形式で良いと思うが医師か或は船舶衛生管理の専門家の指導、現場船舶衛生管理者のアドバイスを受けられるような方式にしたいものである。

1. 健康管理カードの制定整備

船員各個人別の健康管理カードの整備を完遂する必要がある。そこで表1～2の如きカードを整備し、これを本社船員健康を管理する課に整備しておく。この表は表面では、職名、氏名、血液型、既往疾、病気、公暇等の動静を記入する。なお精神衛生面からのテストを行ない、心身医学の立場から病気を見る。これは船内生活の如き環境であっても航海中に行なうことが出来るのが非常に有利である。特に近年問題視されている、船内の神経症や、心身症の発見や治療に有効である。また二次的に心理障害を起こしやすい慢性疾患患者の生活指導が正しく行なえる。

テストの種類としては、C. M. I. Y-G M. A. S. M. M. P. I. などがあるが筆者は船員には Cornell Medical Index (C. M. I.) が有利

であるとした。

2. CMI について

C. M. I 様式に依る 質問紙を配布し、これの分析点を船員健康管理カードの身体的自覚症、精神自覚症欄に記入する。これについては、日本版が1957年に作成され用いられているのは参考になるが、これは19問を追加して24問となっているのが用いられている。以上によって精神衛生的な健康を把握したなら、次に航海中に発生した自覚的に知り得る自覚症を月数を丸印でかこむことに依ってチェックし、これら全部の所見に依って異常を発見する。異常を発見したならさらに航海中の自覚症状について検討し疾病予防の指導を行ない裏面の精密検査を行なう機会をつくる。

この自覚症状の記入方法については、後述の保健衛生手帳からの転記整理を完全に行なう。これを本社保管とする。

3. 臨床所見欄について

項目は全般的には医学的に考えられた精密検査項目である。これらの項目を身体的自覚症、精密自覚症、自覚症状の総合判断に依って選定し、精診を受けしめる。その結果に依って指導その他を行なう。

精診はなるべく連絡の取りやすい診療機関にて受診せしめるのが良いが、直接連絡のない診療所にて施行される場合は、船員健康管理カードの写しを同封して参考に供するが、表3の如き連絡書を以て結果連絡を依頼する。

4. 臨床所見欄の船員健康管理の特殊性について

全部の項目について述べる紙面を持たないが、下記に制限して船員健康管理カードの検査項目について検査の必要性を説明する。

a 血液検査

船員には意外に白血球減少者が少なくないので、一寸とした機会の受診に於いても白赤血球数はもちろん、白血球像は検査が必要である。又腎臓結石も頻発症であるので尿潜血、沈渣、血中窒素、尿素は検査項目である。

b 腎臓、胆のうの検査

航海中の異状感に腎臓結石の疑いのある場合は勿論、結石の既往のあるものは、是非腎臓のレントゲン診断を受けておく必要がある。これは運動不足、生鮮野菜類の欠乏、高乾度の船内生活では腎臓結石症を中心とする泌尿器結石症は頻発症で、なお胆石症を中心とする、胆のう症にも注目せねばならない。

表 3

主治医殿
御多用中まことに恐縮でございますが、
患者 住所
氏名 生年月日 について
次のことをお教示賜りたくよろしくおねがい申し上げます。
問い合わせ項目としては、
病名 予後 経過 理化学検査結果等
会社名 船員健康管理課

c 一般計測中の視力、血圧と眼底検査との関係

一般計測で視力は動揺の影響に依る眼精疲労が少くないので、機会に応じ測定し、その推移を把握する。血圧は意外に航海中は低い値を示すものも、碇泊中や公暇中に動揺的に高くなったり、血圧が低い値であっても、結果的には意外に動脈硬化症状が認められることが少くないので、動脈硬化には充分注意をすると共に、船

員生活に頻発する糖尿病の管理にも有利な眼底検査を採用した方が良い。

d 胃腸検査

船員生活に最も問題になっている消化器の疾病に対しては、基本的なものとして、胃液検査を加えた。これは船員が医療機関から隔絶された船内で勤務するため、胃腸疾患の養生法の基本としてもっとも大切な要点であるからである。船員の胃液には低酸～無酸のものが少なく、然も船員の勤務平均年齢は、低酸～無酸が多い筈がない年代層であるため、たしかに低酸～無酸が多いことは船員環境の特殊性である。これが船員消化器疾病頻発の原因の大部を占めていると考えるので、船員の消化器疾病については、乗船中の胃液酸度を知る必要があるので、少なくとも無管法胃液検査法に依って、乗船中に行なうか、又は下船直後検査を受けておく必要がある。

e 自律神経検査

船員は動揺する中に勤務生活を行なっているため自律神経への影響が強いので各種の疾病と密接な関係を持つものに自律神経障害がある。そこでこれ又重要な検査要旨をもっているので、簡単で如何なる所でも施行し得る検査方法を掲げたものである。

f 心電図検査について

心電図は毎年できるだけ機会を得て計測することに依って、循環器疾病発見の機会を良好にする。

5. 船員保健衛生手帳 表 4～表20

題記の如きの名称の手帳を作成し、これを全船員に携帯せしめる。目的としては、陸上に隔絶された船内生活の臨床医学上の日常生活を簡単に記録しておきこれを以て船員医療機関との

連絡をはじめ医療上の合理化を計りさらに前記船員健康管理カードの完全整備の資料とする。

表 4

船員保健衛生管理手帳	
社	名

表 5

<p>a 本手帳に各頁の保健衛生事項を記録せしめ保健衛生管理に必要な船員健康管理カードの作成を完全ならしめる。</p> <p>b 下船に際しては船舶衛生管理者の点検記入を受け、さらに本社衛生管理課に提出し必要手続きを受け返戻を得ておく。</p> <p>c 記入要領</p> <p>No. 1. 血液型は機会を得て入渠中又は下船中に整備せしめる。特異体質については特に薬品食品、関係を明示する。平常体温を測定する。酒・煙草の量を記入する。</p> <p>No. 2. 既往病歴はなるべく詳細に記入する。</p> <p>No. 3. 身体検査比較は健康検査証より転記する。</p> <p>No. 4. 理化学検査施行記録はその都度問いただずか証明書を請求し、転記しておく。</p> <p>No. 5. } 医師に記入を依頼しておく。</p> <p>No. 6. }</p> <p>No. 7. No. 8 No. 9. は各人が注意して記入しておく、特に大切である。</p> <p>No. 10. は保健衛生上必要な事項で該当頁なきものを記入する。</p> <p>No. 11. 乗下船に際し点検を完全に行ない整備をする。</p> <p>No. 12. 医師はもちろんその他の船員保健衛生管理の連絡に用うる。</p> <p>No. 13. 袋とし、レントゲンフィルム、検査記録を保存する、国際予防接種証も格納可の如き大きさとする。</p>

表9.

自覚症状記録 第5枚目

別	自覚症状	自覚年月日	治療自然治療 月 日	その他	動 静
頭	頭痛 頭圧感				
	視力低下				
	めまい たちくらみ				
	耳鳴り 耳痛				
	顔のはれ				
	のどのいたみ				
	鼻つまみ 鼻汁				
	せき たん				
	はきけ				
	歯ぎしん出血				
痛	むしげのいたみ				
	のどの異常感				
	かたこり かたのいたみ				
	手先のはれ				
	指のいたみ うでのいたみ				
頸	くびのいたみ				
	左右胸のいたみ				
	息切れ どうき				
	脈のみだれ				
	左右肋骨下部のいたみ				
	胃部のいたみ				
	食後のはらばり				
	食後のゲップ				
骨の具合悪し					

(注) 本表はその項目を船員健康カード自覚症状項目と同様にする。
そこで裏面に一葉頁となる。ここでは裏面は略した。

表11.

傷 病 記 録 第7枚目

発病年月日 治療年月日	傷病名又は主症状	医 療 の 大 要	担当者名	動 静
自 年月日				
至 年月日				
自 年月日				
至 年月日				
自 年月日				
至 年月日				
自 年月日				
至 年月日				
自 年月日				
至 年月日				

表14. 結核性疾患病状経過記録 (1)

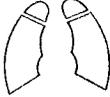
病名及び 発病年月日		主要病名 合併症	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日
診療開始年月日		昭和 年 月 日	治癒年月日 昭和 年 月 日
初診時 所見 (初診 昭和 年 月 日)	自覚症状		レントゲン所見 昭和 年 月 日
	理学的所見		
	赤沈値	1時間値 mm 2時間値 mm (昭和 年 月 日検査)	病型
	検査成績	塗抹士(カフキ 号) 培養(コロニー 個) (昭和 年 月 日検査)	所見

表15. 結核性疾患病状経過記録 (2)

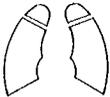
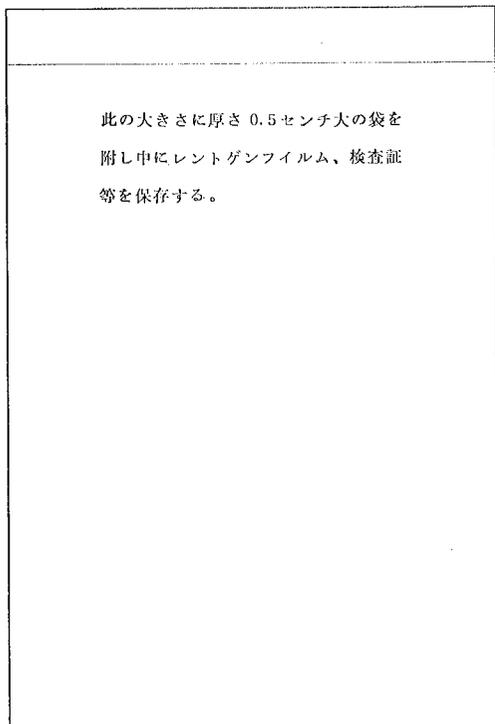
療養の具体的内容、実施期間並びにその経過及び諸検査成績の推移		昭和 年 月 日  所見
治療判定の記録		昭和 年 月 日  所見

表20.



職員手帳と同大とし各頁に索引をつける。

表紙の裏には、No. 1 表を附す。

第 2 枚目には所持者の健康に関する基礎条件を記入する。

第 3 枚目には今日迄に罹った病気について記入する。

第 4 枚目には身体検査比較記録を行なう。これは本人が行なうが、船舶衛生管理者が船員手帳から転記する。

第 5 枚目には表裏にかけて自覚症状記録を行なわしめる。そして本項目は前掲の船員健康管理カードの自覚症状項目と一致している。そしてこれはさらに後述の第13表受給医薬品種目表と共に関連を密接にしたい。項目は若し多発しても記入し得るよう枚数を 4～5 枚とする。再発はその他の欄にも記入せしめ、なるべく正確を期する。紙葉数も 5～10 枚前後にしたい。

第 6 枚目には自覚症状表現表を加え、各種の主症状たる痛み、シビレ感等を記入せしめておく。本頁は表裏 2 葉とする。注（項目は表注参照のこと）

第 7 枚目には傷病記録として医療を受けた場合の概要を船内では衛生管理者、陸上では医師に記入してもらるか自己でその大略を開き記入する。表裏同形式とし 2 枚を附す。

第 8 枚目は理化学検査施行記録表として表裏とし、総ての検査値特にここでは臨床化学検査を受けた際にはなるべく検査値証又はメモを受領しそれを転記し、時に依っては主治医に記入を受けるか、自己で聞いて記入するかしてなるべく確実に行なう。

第 9 枚目は受給医薬品種目表とし船内で医薬品の受給を受けた際は必ず記録しておくこと、記録は船内衛生管理者が主に行なう。

第10枚目表裏は第11枚目表裏と共に 2 枚とし結核性疾患管理に用うる。

第12枚目は主治医の転医時、主治医から患者の雇傭者等への職務連絡に用うる。

第13枚目は表裏とし総て健康管理上の記録に利用する。

第14枚目は本帳の記録を確認ならしめるための規制処置に関する表とする。

第15枚目は表示の如く袋とし、表示の物品等の保存に利用する。

大きさは国際予防接種証が入れ得る大きさが必要である。

注 前述もしたが本手帳の大きさは船員手帳大が良く内容の頁の利用性からリーフノート式か複写式が考えられるがリーフノート式として頁の追加支給が良いと思う。なお記入頁は本社担当者送付処置が便利か複写式が便利かは各社に検討し選択を要するものと思われる。

C 諸検査法

1. C.M.Iの実施

海上に勤務し、さらに各地各所にちらばっている船員の健康管理では、まづ予防医学的な要素条件を如何に合理的に把握するかが最も大切で、船舶衛生管理者に依って簡単にこなせるC.M.Iを定期的年間2回行ない、それをさらに船員保険衛生管理手帳の完備そして転記に依り完全なものとなし加うるに機会を得て医学的な精診を施行せしめて行けば、まことに精神衛生をまかねた万全な船舶独特の船員健康管理が行なえることとなろう。そして結果は本社保管の船員健康カードが一括して総合把握しておくこととなる。

2. 入社新船員に対する身体検査

近年労働力不足はきびしいものがあり、これは海上に於いても云う迄もないことである。然し船員として採用され勤務に従事し始めてからの健康上での脱落はまことに労資共々の損失であるのでここに海上勤務者に対し、最少限度の適正検査を施行し、入社時にその職業適性を身心共に検査把握し、その推移について検討して行く方法を採用するのが良いと考える。

結果については、追跡検査を要する点を摘出し、これを船員健康管理カードに転記して行く。表21は適性検査に必要な項目とその様式を示す。これはあくまでも極く短時間の集検方式を以て施行せねばならぬのが条件なので本検査はあく迄もスクリーニング的な考え方であり、1回30名迄を検者側は医師1名介助者4名を以て5時間で集検することができる。

第21表検査の意図については筆者が考えている船員の身心力の適性は只単に通常の臨床医学的な健康と云うのではまったく不適当な場合も

少くないので、船舶医学的な自家経験を活用した適性の判断を必要とするのでこれを極く簡易に何人にも行ない得る検査方式として採用し、然も短時間の集検方式としたものである。検査項目とその意図について説明すると次の如くである。

3. SAB Iのテストについて

船内作業特に部員の採用にあたり、必要な最低の能力を検知することを主眼としている。

4. SAB IIテストについて

船内作業は多くの場合、乗組員の協同によって行なわれることが多いことと、多くの時間を集団生活によって過すものであるから、パーソナリティの面で集団的社会性の乏しいもの、及び性格的な異常なものは採用に考慮を要する。また訓練上、精神的な負担や自然の脅威に抵抗する意思力を必要とするから、精神的低格者又は情意不安の強いものもその職務に永続することができない。そこで本検査によって、社会的向性、思考的向性、社会的適応、情意安定を調べるのである。

5. SAB III

情報処理機能が如何なる状態にあるかを調べる。これは職員に適性に用いるテストである。

以上、SABテストとはSeamens Aptitude Test Batteryと称するものの略であって労働科学研究所心理学研究部長、狩野博士の開発されたものである。

6. アメフリテスト

このテストは知的機能のうち、複雑な刺激の中から、目的対象を迅速に認識して、これに反応する機能を検査するものと考えられる。観察、認知、弁別能力のテストとして用いられる。したがって機械運転、監視等の作業に必要な機能

を検査するものとする。

7. アシュネルテスト, 呼吸性不整脈, 体位変換血圧値の測定

項目の検査に依って極く簡単に自律神経系の機能を検査するのが目的である。これは筆者の乗船船医経験から船舶の勤務者は絶対に自律神経の健康なることが望まれるのであるが, 自律

神経の健康を調査する方法が非常に複雑で種々な条件がともなうので一般臨床医学として検査することが困難とされている。然し筆者の考えでは極く簡単な上記項目でもある程度の目的を果すことが出来ることは自家経験済であるので採用したものである。

注 この項目については前述の船員健康管理カードの自律神経テストに応用しても良い。

表21. 船員採用時適正検査票

氏名 _____ 生年月日 _____
 年齢 _____ 出身校名 _____
 出生地名 _____

別	検査項目	判定			値	註
		正	準	不		
心理系	S A B I					
	S A B II					
	S A B III					
	アメフリ					
自律神経系	アシュネルテスト					
	呼吸性不整脈					
	体位変換血圧					
循環器	立位血圧					
	臥位血圧					
	心電図					
尿検査	ウロビリノーゲン					
	ビリルビン					
	食後尿糖					
	蛋白定量					
体力	肺活量					
	握力					
	垂直とび					
胸部レントゲン	昭和 年 月 日					
	 所見					
赤沈値	1時間値 2時間値					
ツルクリン						
血色素	%					
一般体格	身長					
	体重					
	胸囲					
	胸囲差					
視力	右 左					
聴力	右 左					
色覚						
四肢						
検査結果		判定				註
		A	B	C	D	
総合所見						
追跡項目	追跡検査必要の有無	追跡の期間その他			註	

8. 循環器テスト

若年性の高血圧者の頻発に注目して、立位と臥位との血圧を測りそれを前記の自律神経テスト中の体位変換血圧値に活用した。心電図は、アメリカ式集検方式の、I II III IV V VIの6誘導を採用して集検の目的を果すようにつとめる。

注 海上労働科学研究会報 第56号、第59号参照のこと。

9. 尿検査

肝臓、腎臓の機能のスクリーニングを中心にした項目を選定したが注目すべきは蛋白は定量を行なってその値の多いもの、特に0.1mg/dl以上を体力健康上に懸念のあるものとした他に心臓腎臓疾病のスクリーニング検査に利用した。特に食後の糖尿の出現し易い時期をねらって検査し、糖尿量の多いものに対しストレスから来るものと、又自律神経の不健全者に多いものと考えて、糖尿の考慮をなし他の検査結果と対照考慮することとしてある。

10. 体力テスト

肺活量、握力、垂直とびの3種目を選定し特に肺活量と垂直とびの低下値者に注目した。即ち体力の低下者にこの検査値が低下する懸念が考えられる。

11. 胸部レントゲン、血圧値、ツベルクリン

この項目は船員法の健康検査を併施活用するために行なうものである。

12. 血色素

船員生活では、特に遠航の機関科員を中心にした血色素値の減少者が発生し易くこれが諸種の疾病と関連を持っていることが多いのでこれについては、特に検査し低値のものに注目することとしている。

12. 一般体格

これは他に特別な欠点がない限り一応参考事項として検査する。

14. 視力、聴力、色神、四肢について

視力は現在行なわれている方法で行なうをさまたげないが、聴力についてはなるべくオージオメーターにて測定しその値に対する推移変化の追跡を目的としたい。何故なら船内騒音に依る難聴については、現在明確な判定が行なわれていないからである。色神については現行一般通りで良いと思う。

四肢については、ここでは欠損、関節の運動状態について視診することである。

15. 検査結果

評価はA B C Dとし、Dは完全に不適なものとする。即ち身心共に不適性なものである。

16. 総合所見

検査項目の各々の注欄に記入した総合所見を記入しておく。即ち如何なる対策を採るべきであるかを指示する。

17. 追跡項目

検査値の所見で追跡検査を示し、その期間について指示し、なお臨床的なものあればその事項について記し今後の健康管理の方針に加える。

以上は筆者が考案した新船員採用時の身心適正検査の方式である。これを以て検査した結果中必要事項は船員健康カードに転記し、さらに本票も永久保存としておく。

D 健康相談機関の設置について

船内勤務について充分知っている相談員を選定し、雇よう者側とは区別された機関、即ち現在てっとり早く具体的に云うなれば各社親睦団体内の如きに相談室を設置することである。そ

ここでその窓口に於いて情緒不安な精神衛生面や、健康についての不調を十分に話し合い得るようにする。この相談室の中では総ての不満・不穏がはき出されるよう心がけねばならぬため個人の秘密については漏えいなきよう規制条件をもうける必要がある。結果としては各社で悩んでいる傷病下船頻発者、常習者の減少にはもっとも有効な措置が行なえると思う。

E 傷病頻発，常習者に対する対策

表22，9項の設置の他に前述の船員健康管理カードを整備し，それに依って機会ある毎に精診を行ない対策をたてて行くことがのぞましく，これに依ってなっとくづくの勤務が行なえるし，行なわしめ得る。

1. 船舶衛生管理者教育の面から

船舶衛生管理者教育の中に特殊な視点を折り込んだ教育を施す。即ち前述した全般に対する理解力，ならびに船内頻発疾病とその症状の簡単な把握に必要な医学的な教育を重点的に教育しておく必要があると思う。

これは生兵法怪我のもととなるとのそしりをまぬがれないが，その怪我より海上に於ける医療の重大性としてはもちろん応急措置であることが云う迄もなく重大であるので日常にたえず相遇する諸般の疾病と愁訴を日常生活に現われる諸症状にむすびつけて極く簡単に表示化してたたきこむくらの教育方針が船舶衛生管理教育者には必要であると思う。それには船内医学の実態の把握が非常に大切である。

2. 船舶衛生管理者側と乗組員個人

健康検査の活用

法定の健康検査は絶対に活用せねばならない。それについては次の項目に注意する。

- a 乗船前10～15日前に必ず受診する。
- b 受診前日は充分睡眠をとり，体調をととのえて受ける。
- c 胃の不調なものは朝食を採らず(薬品類・水・お茶もさける)，完全な空腹状態で受け，胃の悪いことを説明し，レントゲン診断等必要検査を受診せねばならない。

d 便・尿の検査

胃腸の調子悪いものは受診3日前から獣魚肉を採らぬようにして受診前日か当日の便を拇指頭大持参する。そして検査を依頼する。これは潜在性の便中の血液を調べるためである。

尿は起床時の尿を採り持参する。尿ピンは徹底的に洗って乾かし他物の混入に注意する。

若し特につかれ易かったり，口が喝いたり，歯が弱かったり皮膚にオデキ等の皮膚病が出来やすかったりするものはそのむねを訴えてその上さらに尿中糖の検査を受けておく。糖尿の疑いあるものは食後2時間後の尿を調べるのも糖尿病早期発見の参考になるから申出してみると良い。

3. 日常の自覚症の訴えかた

本項については前述の船員健康管理カードの項を参照されると良いが，要するに日常の自覚症はでき得る限りこまかく説明しておきたい。そのためには受診前，日常気がついた自覚症状はもちろん健康手帳から簡単にメモして受診する位の心構えがほしいものである。そしてこの自覚症と疾病の関連を医師に相談，判断してもらうと共に必要な検査を受けることが大切である。

4. 健康検査受検の心がまえ

乗船前に健康検査について単なる法制でのお座なり受検と考えずに，これから乗船勤務中の

表22. 船員の健康管理のあり方

担当	No	説明	担当	No	説明	担当	No	説明	担当	No	説明
(雇 主) 厚生、保健衛生等の担当となる 衛生管理を良く心得たものが医師を委嘱して遂行する	1	精神衛生 情意不安テストを中心としたテストを乗船3カ月に施行	(船 員) (船 員 衛 生 管 理 者)	6	健康相談機関を設置する 精神衛生面を中心として船内生活を熟知した健康相談窓口を造る	(船 員 衛 生 管 理 者)	1	船内医療についての報告 医薬品の投与による乗組員の健康状態の把握ができる	(各 個 人)	5	伏疾病に留意し船員健康検査を有効活用せしめる 船内発症疾病実態の認識 船内で発症する疾病の実態をある程度科学的に把握せしめる
	2	健康テスト C M I の如きものを年間2回施行する		7	新船員採用時の適性検査 精神衛生を加えた体力適性を主体とする検査を施行し適材適所の配置に注意し以て健康管理の責とする		2	保健衛生手帳記入指導 乗船、下船の都度点検しその記載を指導し健康管理カード完全整備に協力する なお、乗船中保健衛生上気のついた事は総て記入すること		1	保健衛生手帳の記入 記入条件を充分認識し記入につとめる
	3	船員健康検査の活用 受診時に本社側から特に受診項目を指示し万全を期す		8	船員環境に応じた衛生教育 衛生教育の徹底に力を注ぐ		3	テストの施行完全に協力 船主側が行なう精神、健康テストはその施行に率先して協力する		2	船内生活上の保健衛生について 陸とは異なった職場環境であることに充分認識を大にして保健衛生に注意する
	4	保健衛生手帳の点検活用 自覚症状の詳記を励行しこれに対する船員職場現実的な判断を行ないNo.3の検診時に活用する		9	傷病診療者の実態把握 精神衛生面を中心としたテストをかかえて精診を行ないその実態を把握し配置を定める		4	船員健康検査の活用 衛生管理者の周知することは必ずしもなくその他受診前に保健衛生手帳を点検し日常の異和、自覚症状からの潜		3	健康についての不安又は情意不安の吐け場 健康についての不安については健康相談室を活用しその不安を解消するよう心がける
	5	健康管理カードの完全整備 No.3、No.4は勿論No.1、No.2の項目等総てを記載し船中乗船中に完全に把握する									

疾病の予防、発見に重要なことからであることを十分に認識せしめなければならない。

5. 諸テスト、検査について

テストは正確に行なわねば効果が少ないのでテストの指示があったなら充分テストが行なえるよう協力することは、特に船舶衛生管理者の方々にお願いしたいものである。

6. 船内生活上の保健衛生について

船内生活は非常に人体の総てに一応の変化を与えるものであると思う。特に運動神経に於ける反射作用については体力や神経の反射作用と一致しないものがおこり得るものではないかと考えられる。その結果から来るものとして、近年公暇下船中の交通事故がめだっている。そこで下船直後には特に反射作用を必要とする自動車の運転やその他危険な作業には従事しないよう指導する必要がある、これが公暇中の事故減少に役立つと思う。

F む す び

今回は、船員の健康管理はかくあるべきであるということから筆者は特に健康管理の具体的な方法について実践的に説明した。

以上を要約すると表22の如くである。

健康手帳を完全に整理して各人に携帯せしめ、船舶衛生管理者を以て、健康手帳の整備を完全ならしめ、もって船員各人の健康実態を把握し、さらに、C. M. I. に依り健康のスクリーニングを行ない、この組み合わせから精診を指示し、健康管理を完遂せんとしたものである。

なお新採用船員に対する適性については特に船員勤務の実態に即した検査項目に依って施行し、なおその結果に対する追跡を行なってもってその個人に対する健康管理に有利ならしめんとするものである。